

## 1 計画の策定趣旨

- 社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的な支援が提供されるようになりました。
- その一方で、家族や地域の支え合い機能が低下し、従来の福祉的な課題に加えて、ダブルケアや8050問題などの複合的な課題や制度の狭間の課題が顕在化しているほか、社会的孤立など地域とのつながりが薄まる中で、福祉課題を抱えた人や世帯が発見されず、具体的な支援につながっていないケースがあります。
- 今後、高齢化が更に進行し、高齢者の単独世帯の増加が見込まれ、一層、発見されず支援につながらないリスクが増大する恐れがあり、地域の課題の発見力を強化していく必要があります。
- 地域共生社会とは、高齢者、障害者、子供・子育て家庭を始め、県民誰もが住み慣れた地域でつながり、生きがいや役割をもち、助け合いながら生き生きと暮らしていくことができる包摂的なコミュニティ、地域や社会をつくることです。
- 本県では、こうしたこれまでの福祉制度では対応できない課題へ対応しながら、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるため、「広島県地域福祉支援計画」を策定します。
- この計画では、市町の地域福祉推進の新たなガイドラインとして、重層的なセーフティネットの構築と地域福祉施策の推進に向けた県の支援策を示します。
- このことにより、県内全域で、県民が、社会的に誰一人孤立することなく、世代を超えて、住み慣れた場で、生き生きと暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

### 《地域福祉の定義》

「誰もが、住み慣れた場でその人らしく暮らせる地域社会と仕組みを、みんなでつくる」

誰もが排除されない社会的包摂をめざした地域共生社会の形成を目標に、当事者・地域住民、専門職や事業者、行政等が協働していく政策や実践

出典：藤井博志編「地域福祉のはじめかた」

### 《地域共生社会の定義》

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

出典：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

# 第1章 広島県地域福祉支援計画の概要

## 2 計画の位置づけ

### ア 市町地域福祉計画の支援

本計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組の推進を支援するため、関係する事項を一体的に定めます。

### イ 共通して取り組む事項を規定

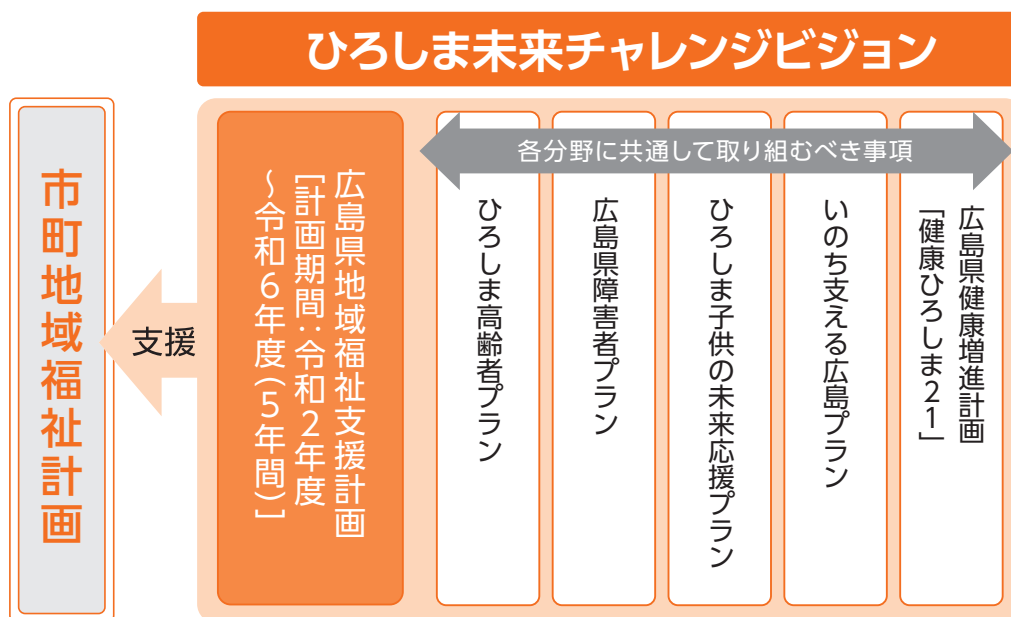
「ひろしま高齢者プラン」、「広島県障害者プラン」、「ひろしま子供の未来応援プラン」、「いのち支える広島プラン」、「広島県健康増進計画「健康ひろしま21」」など、個別計画との連携・整合を図りながら、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。

- ・複合的課題や制度の狭間の問題への対応の在り方
- ・福祉以外の様々な分野(まちづくり, 防犯・防災, 社会教育等)との連携
- ・権利擁護の推進 など

## 3 計画期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間

※ 具体的な取組をモデル的に実施し、効果検証を踏まえ、必要な改定を行います。



## 4 計画のマネジメント

- 重層的なセーフティネットの構築に向けた施策は、都市部や中山間部など地域の特性を踏まえ、どのような取組が有効であるかをモデル的に実施し、十分に効果を検証した上で、全県展開を検討します。
- 計画のマネジメントを行うために必要な「注視する指標」については、モデル事業の効果を検証した後、設定するとともに、施策毎の「目標値」の必要な見直しを行います。